# 平成 28 年度 いわて若者アイディア実現補助 募集要項 (若者構想実現事業費補助金)

#### 1 事業の目的

「いわて若者アイディア実現補助」は、震災復興や地域づくりなどに関して、若者グループ自らが 地域課題の解決や地域の元気創出に資する事業を実施することによって本県の地域活性化を促進する ことを目的に、若者グループの独創的、先進的な事業の企画提案を募集し、補助を行うものです。

#### 2 応募団体の資格

<u>次の掲げる要件の全てを満たす若者グループ(以下、団体という。)</u>とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 岩手県内に住民票を有する、又は岩手県出身の 18 歳以上 40 歳未満の者(以下「若者」という。) 2名以上で構成する団体であること。
- (2) 団体の構成員の過半数が若者であること。また、構成員に20歳以上の者が1名以上含まれていること。
- (3) 団体の活動期間が1年以上あること、又は団体の主たる構成員が当該団体の行う活動と同種の活動経験が1年以上あること。
- (4) 組織の運営に関する規則(定款、規則、会則等)及び構成員の名簿を有していること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、又は反対する団体でないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団、その構成員(かつて構成員だった者を含む。)・暴力団関係者の統制 下にある団体でないこと。
- (8) 団体の役員の全員が、次に該当しないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ないもの
  - ウ 禁固以上の刑に処され、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - エ 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処 罰に関する法律を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなく なった日から2年未満の者
  - オ 暴力団の構成員(かつて構成員だった者を含む。)・関係者

#### 3 募集する事業

以下の条件を満たす事業の企画提案を募集し、優れた提案に対して補助します。

- (1) 次のいずれかのテーマに該当する事業であること。
  - 震災復興分野

東日本大震災津波により被災した岩手県沿岸 12 市町村における課題の解決、又は、新たなまちづくりなど本格的な復興につながる事業

※沿岸被災地:洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、 大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市とする。

(上記以外の市町村での活動については、地域づくり一般分野に応募すること。)

#### ○ 地域づくり一般分野

地域の課題の解決、又は、地域の元気創出など、地域や岩手県全体の活性化につながる事業

上記①又は②のテーマのうち、<u>どちらかひとつを選択</u>し、提案してください。なお、<u>応募は1団体</u>につき1提案までとします。

- (2) 若者ならではの独創性、先進性のある自発的な企画による事業であること。
- (3) 地域の課題解決や地域の元気創出に相当の効果があること。
- (4) 将来に向けた事業展開が期待できること。

なお、次に該当する事業は応募できません。

- ア 営利を主目的とする事業
- イ 事業実施団体や特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ウ 政治、宗教に関わる事業
- エ 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
- オ 国や県、市町村等の他の事業により補助又は委託を受けている、又は受ける見込みの事業

#### 4 事業実施期間

交付決定日から平成29年3月31日まで

※上記期間に県への実績報告書の提出まで終えることのできる事業であること。

- 5 補助件数及び補助金の額
  - (1) 補助件数:10件程度
  - (2) 補助金額:定額(30万円を上限とします。)

ア 補助金の額は、次の①に規定する補助対象経費の合計額から②に規定する参加料収入など補助 事業によって得た収入を除いた額と、30万円とを比較して、いずれか低い額以内の額とします。 イ 補助事業は予算の範囲での執行となるため、採択された場合であっても、企画提案のあった事 業費のすべてを補助しない場合(申請金額を減額して補助する場合)があります。

## ① 補助対象経費

事業実施に直接要する次の経費を補助

	区分		内	容
1	人件費	事業に従事したグループ構成員の給料手当、社会保険料及び臨時職員(アルバイト)の賃金		補助対象とできる額は <u>補助総額の3割以内</u> (※補助金30万円の場合9万円以内)
2	謝金	外部講師やコンサルタント等に係る 謝金		一人当たり 10 万円以内
3	旅費	グループ構成員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費		
4	印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費		
5	消耗品 材料購入費	材料・消耗品(単価3万円未満の物品)等の購入費		
6	通信運搬費	電話代、郵送料、振込手数料等		
7	委託料	専門機関への調査委託等		の支出が事業の趣旨に合致し、委 必要不可欠である場合に限る。
8	保険料	ボランティア保険等		
9	使用料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料		
10	その他	その他知事が必要と認める経費		食糧費は原則として認めない。

## ② 補助事業による収入

参加料、協賛金や補助金で作成する印刷物の頒布収入など事業実施による収入

## 6 応募方法

所定の提出書類に必要事項を記入のうえ、岩手県環境生活部若者女性協働推進室まで郵送又は持参ください。締切当日(5月31日)17:00までに当室に必着分のみ受け付けます。

(1) 募集受付期間

4月11日(月)から5月31日(火)まで

(2) 提出書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、提出してください。

- ア 企画提案書
- イ 事業計画書(様式第2号)
- ウ 収支予算書(様式第3号)
- 工 添付書類
  - ① 団体の定款・規約・会則等

- ② 最新の構成員名簿(住所及び年齢を記載したもの)
- ③ その他参考となる資料(団体を紹介した記事など)※A4版片面3枚まで

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担となります。また、提出された書類は、理由のいか んにかかわらず返却いたしません。

#### 7 審査方法

## (1) 審査機関

「いわて若者アイディア実現補助審査委員会」における審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

# (2) 審査方法

審査委員会において申請者による公開プレゼンテーションを開催し、審査のうえ決定します。 なお、応募者が多数の場合は、あらかじめ書面による審査を行い、不採択となる場合があります。 審査の結果については、応募のあったすべての団体にお知らせします。

#### 【審査委員会】

ア 日時:6月25日(土)

※書面審査の合否と集合時間等は、事前に郵送でお知らせします。

イ 会場:アイーナスタジオ(盛岡市:アイーナ4F)

なお、プレゼンテーションを欠席した場合は、提出いただいた書類のみで審査します。

## (3) 審査のポイント

震災復興分野	地域づくり一般分野
① 震災復興のテーマへの事業内容の合致 事業内容はテーマに合致した内容となっ ているか。	① 事業の必要性 事業内容は地域課題を解決し、又は地域の 元気を創出する内容となっているか。
② 若者ならではの独創性・先進性 事業の内容、手法等には、若者ならではの 独創性や先進性があるか。	同左
③ 事業の実現可能性 計画を実現できるだけの体制があるか。提 案された事業手法等は十分に実現可能なも のか。	同左
④ 事業の計画性(継続性・発展性) 今後も自主的に継続して行われる事業で あるか。また、今後発展が見込まれる事業か。	同左
⑤ 積算内容の妥当性 事業に要する費用の見積もりは、過大あるい は過小ではないか。	同左

#### 8 助成事業の流れ

①企画提案書の提出	4月11日(月)~5月31日(火)まで		
②審査・採択	6月25日(土)(公開プレゼンテーション及び審査委員会)		
の番鱼・抹扒	※応募者多数の場合はあらかじめ書類による審査を行う場合があります。		
③交付申請書の提出	け申請書の提出 6月下旬		
④交付決定	6月下旬以降		
	交付決定から平成29年3月末まで事業計画に沿って事業を実施		
	※随時、事業の実施状況報告書の提出を求め、実地確認を行います。		
⑤事業実施	※原則、補助金確定が行われた後、補助金の精算による支払いを行いますが、事業期		
0 争未关旭	間が3ヶ月以上ある場合、前金による補助金の支払いが可能な場合もあります。但		
	し、前金払が可能な額は補助金交付決定額の9割以内となります。また、支払月の		
	資金計画(支払見込額)の1ヶ月分相当額のみとなります。		
<ul><li>⑥実績報告書の提出</li></ul>	事業完了後30日以内又は平成29年3月31日のいずれか早い日まで実績		
砂夫旗報百音の提出	報告書を提出		
⑦補助金の確定	実績報告書の審査及び完了検査を実施。		

#### 9 留意事項等

#### (1) 情報公開への同意

提供のあった事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、岩手県公式ホームページ 等により公表します。また、公開プレゼンテーションの際には、提案事業の概要書を資料として来 場者に配布する場合があります。さらに、「いわて希望チャンネル」(ニコニコ生放送)上での公開 中継される可能性があります。

#### (2) 助成を受けた団体の義務

- ア 別に定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
- イ いわて若者交流ポータルサイト「Co.Nex.Us」(https://iwatewakamono.net/) において、団体 登録を行い、事業の実施状況を「団体からのお知らせ」のコーナーから3回以上、情報発信を行っていただきます。
- ウ 「いわて若者アイディア実現補助」の周知、広報について、事業実施期間内及び事業終了後に 協力をいただきます。

## (周知広報の例)

- ①報道機関等に対する情報提供 ②県政広報媒体での実施事業の紹介
- エ 岩手県が開催する若者支援関連イベント(いわて若者会議)等での事業紹介・実施状況の報告等の協力をいただきます。

(3) 書類提出先・問い合わせ先 <u>※できる限り、FAX 又はメールによりお問い合わせ願います。</u>

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 (岩手県庁 11 階)

岩手県環境生活部 若者女性協働推進室(担当:寺澤・鈴木)

TEL: 019-629-5348 FAX: 019-629-5354 E-mail: AC0006@pref.iwate.jp